

尾道市警備輸送業務委託 仕様書

この仕様書は、尾道市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 警備対象と範囲

尾道市役所本庁舎（尾道市久保一丁目15番1号）と広島銀行尾道支店（尾道市土堂二丁目7番11号）の間の現金及び重要書類

2 警備の目的

尾道市役所と広島銀行尾道支店の間の現金及び重要書類を安全に送り届けることを目的とする。

3 任務

(1) 内容

ア 尾道市役所本庁舎で開庁時間（8時30分から17時15分まで）内に委託者が準備するジュラルミンケースを受け取る。

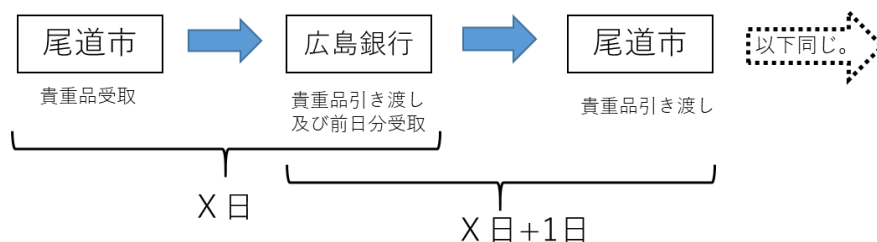
イ 広島銀行尾道支店の営業時間（9時から15時）内に委託者から受け取ったジュラルミンケースを渡し、前日渡したジュラルミンケースを受け取る。

ウ 広島銀行尾道支店から受け取ったジュラルミンケースを尾道市役所本庁舎まで搬送する。

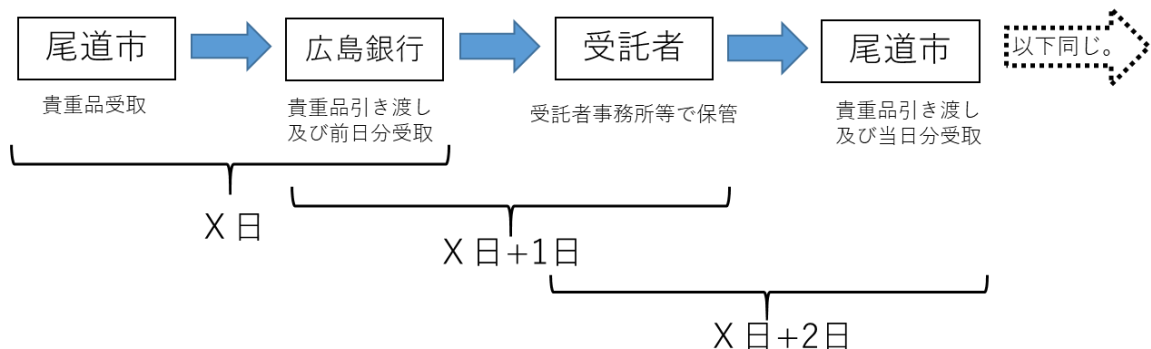
(2) 警備輸送のパターン

次のパターンのいずれかとすることとし、落札後、委託者と協議すること。

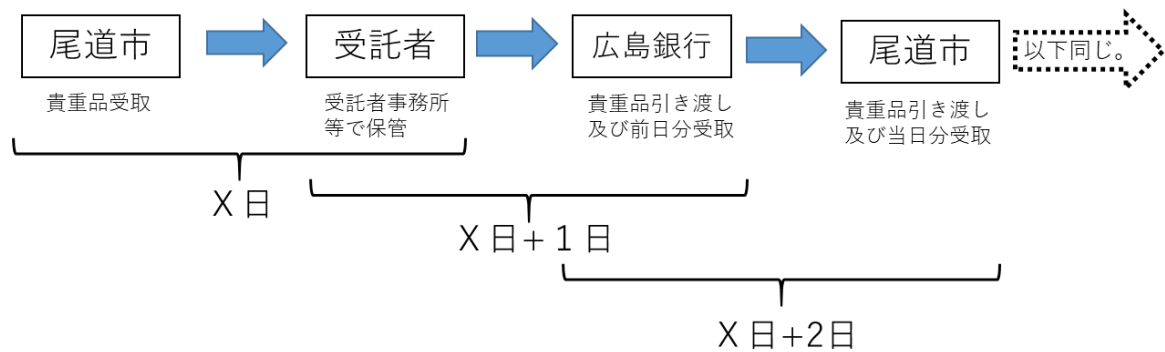
ア (1) のサイクルを2日で完結させるパターン



イ (1) のサイクルを3日かけて完結させるパターン1



ウ (1) のサイクルを3日かけて完結させるパターン2



4 委託期間及び警備輸送頻度

(1) 期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(2) 頻度

毎日（土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く。）

5 警備輸送の実施要領

(1) 派遣人員

2名以上

（内1名については貴重品運搬警備業務検定有資格者1級もしくは2級所持者）

派遣要員は、満18歳以上の者で責任感強く誠実かつ健康で当業務を充分果たし得る能力を有し、安全に遂行できる者とする。

(2) 警備員の身分証明等

受託者は、警備員に対し、受託会社所定の制服、制帽を着用させ、身分証明書を携行させるものとする。

(3) 警備隊の装備

トランシーバー 派遣人員数

特殊警棒 派遣人員数

※ その他警備上必要な諸物品とする。

6 報告及び連絡

(1) 事故報告

事故発生の都度直ちに報告し、その後文書をもって速やかに報告すること。

(2) その他の報告

ア 警備輸送に関する情報等を収集したとき。

イ 勤務上の変更又は変化があったとき。

ウ その他警備輸送上必要と認めたとき。

(3) 関係先

尾道市役所 会計課

広島銀行 尾道支店

7 損害賠償補償額

受託者の責に帰する場合、一事故につき5,000万円（限度額）

8 その他

受託者は、業務実施にあたっては、本仕様書に基づき実施するほか、警備業法（昭和47年法律第117号）その他関連する法令等を遵守すること。